

前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の概要について

1 設置と経過

平成12年4月の介護保険制度の創設に合わせ、「前橋市高齢者施策推進協議会」を条例で設置し、本市の高齢者福祉施策の総合的な基本計画である「まえばしスマイルプラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）」に関する調査審議を行ってきました。

平成21年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法に基づく「前橋市社会福祉審議会」の設置により、高齢者施策推進協議会は廃止となり、新たに「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を設置し、引き続き、市長の諮問等により、高齢者福祉に関する事項の調査審議等を行っています。

	専門分科会の名称	法定/任意	主な所掌事務	開催回数	市事務局
前橋市社会福祉審議会	民生委員審査専門分科会	法定	・民生委員の適否の審査に関する事項（民生委員の一斉改選の年度に実施）	3年に1回	社会福祉課
	障害者福祉専門分科会	法定	・身体障害者の福祉に関する事項 ・「前橋はーとふるプラン(障害者福祉計画)」「障害福祉計画・障害児福祉計画」に関する事項	3年に1回	障害福祉課
		審査部会	法定	・身体障害者の障害程度の審査に関する事項 ・身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取り消しに関する事項	
	児童福祉専門分科会	任意	・児童福祉に関する事項（子育て、母子等） ・認定こども園・幼稚園・保育所等に関する事項 ・「子ども・子育て支援事業計画」に関する事項	年2回	子育て支援課
	高齢者福祉専門分科会	任意	・高齢者保健福祉サービスに関する事項 ・「まえばしスマイルプラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)」に関する事項	年1~2回 <small>※計画策定年度(R8)は年4回程度</small>	長寿包括ケア課 介護保険課
	地域福祉専門分科会	任意	・地域福祉に関する事項 ・「地域福祉計画」に関する事項	年1回	社会福祉課

2 根拠法令等

- (1) 社会福祉法
- (2) 前橋市社会福祉審議会条例

3 委員の任期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

4 臨時委員

特別の事項を審議調査するため必要があるときは、臨時委員を置く。

※計画の策定年度（令和8年度）を想定

5 今後の開催予定

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第9期計画期間					
・第1回(5/31) ・第2回(10月末)	・第3、4回 (下半期)	・計4回程度開催 (第9期計画の進捗と 第10期計画策定状況 等の報告のため)	第10期計画期間		